遵守行動計画(2025年から2029年)

A. 遵守行動計画

リスク項目番号	リスクマト リックス スコア (高/中/低)	リスク/戦略計画案/海鳥戦略に対処する ために必要な行動	責任 (メンバ ー及び/また は事務局)	2025	2026	2027	2028	2029
	低/中	a) eCDS の早急な導入に向けた作業を継続する。	メンバー及び 事務局	*	*			
1. (e)CDS の非遵 守又は(e)CDS 文		b) メンバー及びメンバーの関係者に対する(e)CDS に関するキャパシティ・ビルディングを促進する。1	メンバー及び事務局	*	*	*		
書における不正 確な情報		c) (e)CDS におけるエラーを定期的に確認 及び修正する。	メンバー及び事務局	継続				
		d) あらゆる非遵守の拡大を特定するべく、市場統計を定期的に評価する。	メンバー及び 事務局	継続				
		a) 重要と特定された非メンバーに対して (e)CDS の利用可能な範囲を拡大する。	メンバー及び 事務局		*	*	*	
2. (e)CDS データ	中	b) 事務局による(e)CDS に関するキャパシ ティ・ビルディングを継続する。 ¹	メンバー及び 事務局			*	*	*
の不完全な実施 又は提出 (CDS 決議に協力して いない非メンバ ーを含む)		c) 6カ月及び年次(e)CDS 報告書を作成する (eCDS の全面的導入以降、メンバー及び事務局が eCDS から直接新規報告書を作成できる機能の開発を含む)。	事務局	継続				
		d) CCSBT に対し、毎年、メンバーによる(e)CDS の実施状況に関する報告を行う。	事務局	継続				
3. SBT 死亡量の	高	a) メンバーが全ての SBT 死亡量をどのようにモニタリングし、推定し、及び報告しているかの説明に関する報告要件を履行するよう確保する。	メンバー、事務 局及び ESC	*	*			
不完全な報告		b) 是正措置政策の強化を検討する。	メンバー	*	*			
		c) 市場及び漁獲データを照合する。	メンバー及び 事務局	継続				
4. 国別配分量に 対する SBT 死亡 量(遊漁、沿岸	低	a) メンバーが全ての SBT 死亡量をどのようにモニタリングし、推定し、及び報告しているかの説明に関する報告要件を履行するよう確保する。	メンバー、事務 局及び CC	*	*			
零細漁業、投棄、蓄養セクターの漁獲量、蓄養以外の商業セクターの漁獲量。 カターの漁獲量)の不完全な		b) 限定的繰越しに関する決議パラグラフ 4(b)に記載された各要素に関する実際 の漁獲量にかかる推定値を改善及び強 化するべく、各メンバーがさらなる努 力を払う。	メンバー				*	*
計上		c) 市場及び漁業データを照合する。	メンバー及び 事務局	継続				
5. 転載義務 (港 内及び洋上の両 方) に伴う非遵 守		a) 転載関連義務が実施されるよう確保するための体制が実施されているかどうかをレビューし、これを遵守委員会に対して報告する。	メンバー		*	*		
	中	b) メンバー又は NCNM の運搬船による 非遵守があった場合に取り得る措置を レビューし、これを CC に対して報告 する。	メンバー及び 事務局		*	*		
		c) メンバーによる CCSBT 転載決議の実施及び遵守状況に関する年次報告を行う。	事務局			継続		

[「]委員会が策定予定のより広範なキャパシティ・ビルディング作業計画の一部

リスク項目番号	リスクマト リックス スコア (高/中/低)	リスク/戦略計画案/海鳥戦略に対処する ために必要な行動	責任 (メンバ ー及び/また は事務局)	2025	2026	2027	2028	2029
6. 転載情報(非 メンバー船籍船 舶に関する転載 情報を含む)の 不完全な提出		a) 2025 年における補給申告書の導入の検 討を含め、CCSBT 転載決議を強化す る。	メンバー	*			*	
		b) 転載関連情報に関して、CCSBT と他 の RFMO との間における既存の情報共 有に関する取決めを改善及び強化す る。	メンバー及び 事務局	*	*			
	低/中	c) より包括的な是正措置の一部として、 関連する懲罰的措置を導入する(是正 措置政策のレビュー)。	メンバー及び事務局		*	*	*	
		d) 港内で SBT の陸揚げ/転載を行う外国 漁船/運搬船に対する 5 % 検査要件の 増加にかかる実施可能性を精査し、こ れを CC に対して報告する。	メンバー及び 事務局				*	
		e) CCSBT の義務にかかるオブザーバー の訓練を行う他の RFMO の転載計画を サポートする。	事務局			継続		
	中	a) SBT の種同定を行うために現場で使用 するリアルタイム遺伝子検査キットの 開発作業を継続し、その進捗状況につ いて毎年 CCSBT に報告する。	メンバー及び 事務局			継続		
7. 別魚種(SBT 以外の魚種)と		b) 市場での遺伝子検査にかかる費用対効 果、及びそうした検査を実施するかど うかについて検討し、これを CC に対 して報告する。	メンバー及び 事務局	*	*			
して誤報告され る SBT		c) IOTC/ICCAT 転載オブザーバー計画 の一環として転載オブザーバーが組織 サンプリングを行うことの実施可能性 を検討し、これを CC に対して報告す る。	事務局			*		
		d) 他の魚種として報告された SBT の種同 定に資するあらゆる利用可能な情報を 共有する。	メンバー			継続		
8. 非協力的非加	低/中	a) IOTC メンバーとなっているメンバー は、IOTC に対し、IOTC が SBT 漁獲 量について報告するよう奨励する。	メンバー			*		
盟メンバー (NCNM) によ る報告がされ ず、したがって 総漁獲可能量に		b) 潜在的な SBT 漁獲量に関して、NCNM が CCSBT に対して情報を提供するよ う引き続き奨励する。	メンバー及び 事務局			継続		
計上されない SBT の漁獲		c) 例えば CCSBT 情報収集及び共有政策 (CPG4) を通じて、潜在的な非メン バー漁獲量に関する情報を事務局と共 有する。	メンバー			継続		
9. 漁獲対象種及 び非漁獲対象種 の管理には不十 分な科学オブザ ーバーデータ		a) 漁獲対象種及び非漁獲対象種に関して、適切な検証方法(EMの利用を含む)を通じ、ログブックデータ及び科学オブザーバーデータの信頼性を向上させる手法を検討する。	(EM の利用を含 メンバー * タの信頼性を向上 *	*				
	中/高	b) EM を通じたデータ収集に関する ESC による検討を踏まえ、科学オブザーバーカバー率及び/又は EM 映像レビュー率を高めることの費用対効果を検討し、これを CC に対して報告する。	メンバー及び 事務局			*	*	
		c) 人によるオブザーバーの雇用が困難である場合の科学データ収集ソースとして EM の利用を検討しているメンバーをサポートする。	メンバー及び 事務局			継続		

リスク項目番号	リスクマト リックス スコア (高/中/低)	リスク/戦略計画案/海鳥 ために必要な彳		責任(メンバ 一及び/また は事務局)	2025	2026	2027	2028	2029			
10. SBT 以外の種 (海鳥類を含 む) の混獲にか かる不完全又は 不正確な報告	高	a) SBT 漁業オペレータ CMM の遵守及び海鳥 る報告要件の遵守をi 続き及び手法をレビ	島相互作用に関す 改善するための手	CC、メンバー 及び事務局	*							
		b) はえ縄漁船のオペレ CMM の遵守に関して RFMO 横断的にデー 手続きをレビューし、 横断的に伝達及び提 されたフォーマット	て、まぐろ類 タ収集の様式及び 、まぐろ類 RFMO 唱するための調和	CC、メンバー 及び事務局	*							
		c) SBT 以外の種の混獲 供に関して検知される にかかる年次サマリ	たあらゆる非遵守	メンバー及び 事務局			継続		I			
11. CCSBT メンバ ーによる合意さ		a) CCSBT の ERS 措置の らに確保するため、[的なモニタリング及び 討する。	国内において追加	メンバー			継続	坐続				
れた特定の保存 管理措置(特に CCSBT ERS 措 置)の不十分な 実施	低	b) 発展途上のメンバー。 メンバーによる CCS 施に資するための情報 トプラクティスを継続 (適当な場合はキャイング作業計画を含む	BT の CMM の実 報及び MCS ベス 続的に共有する パシティ・ビルデ	メンバー及び 事務局	継続							
	高	a) 発展途上のメンバー(する法的拘束力のあっ するキャパシティ・ 施する。	る ERS 措置に関	メンバー		*	*					
12. CCSBT メンバ ーによる合意さ れた特定の保存 管理措置(特に		b) 発展途上のメンバーの CCSBT の義務に関す せるとともに、CCSI 改善に資するツールに ることにつき、発展 サポートする。	る意識を向上さ BT 措置の遵守の を特定及び導入す	メンバー及び 事務局	*	*						
CCSBT ERS 措置)にかかる 義務の不十分な 遵守		c) CCSBT の ERS 措置の らに確保するため、 的なモニタリング及 討する。	国内において追加	メンバー			継続					
		d) 発展途上のメンバー。 メンバーによる CCS 施に資するための情: トプラクティスを継; (適当な場合はキャ ィング作業計画を含)	BT の CMM の実 報及び MCS ベス 続的に共有する パシティ・ビルデ	メンバー及び 事務局			継続					
13. 継続的な非遵 守につながる非 遵守に対処する ための体系的な フォローアップ 行動の欠如	中	a) 特定された非遵守に 果的なフォローアップ レビュー及びアップラ からの報告を含む) (勧告することについ サポートするための	プ行動 (CPG3 の デート及び事務局 について検討及び て CC をより良く	メンバー及び 事務局	*	*						
		b) 毎年、CCSBT の CM 状況をモニタリング る (継続的な非遵守 る進捗状況を追跡する 法の検討を含む)。	し、これを報告す 問題の解決にかか	メンバー及び 事務局			継続					
14. 遵守状況を評価するための事務局の能力を制限するような、	中/高	a) 優先順位、現在の人的 ースを踏まえて事務 の(想定される)業績 し、これを CC に対し	局の現在及び将来 務量をレビュー	メンバー及び 事務局	*							

リスク項目番号	リスクマト リックス スコア (高/中/低)	リス:	ク/戦略計画案/海鳥戦略に対処する ために必要な行動	責任(メンバ ー及び/また は事務局)	2025	2026	2027	2028	2029
事務局に要求される作業量の増大		b)	何らかの提案が提出された場合は、当該提案が事務局に対して追加的な業務を課すこととなるかどうかを評価し、想定される作業量/作業時間(低/中/相当量/高)を推定する。事務局に対する追加的な作業量が相当量/高と推定された場合は、これに対処するために考え得るオプションを含めて当該提案を検討及び議論する。	メンバー及び 事務局	継続				
	低/中	a)	メンバーに対し、IOTC において乗船 検査 CMM の採択を支援及び提言する よう奨励する。	メンバー	*	*			
15. 公海での包括 的なモニタリン		b)	CCSBT 独自の乗船検査計画の設立に かかる実現可能性を探求する。	メンバー、事務 局及び CC			*	*	*
グ及び洋上立入 検査の欠如		c)	既存のメカニズム(他のまぐろ類 RFMO の措置を含む)を通じて収集される情報の活用を含め、公海における船舶モニタリングの改善及び強化を検討する。	メンバー			*		
全般		a)	特に CMM 及びモニタリング及び報告に関連する課題に資するため、他の RFMO 及び関連する国際ネットワーク との関係(情報交換を含む)を維持及 び強化する。	メンバー及び 事務局			継続		
		b)	必要に応じて、遵守計画、政策及び CMMを定期的にレビューする(更 新、強化、及びこれらが目的に合致し ているか、また重複していないかの確 認を含む)。	メンバー及び 事務局	継続				